

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、この度、電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定に基づき承認にかかる申請を行なった離島等供給約款以外の供給条件（令和 7 年 7 月の検針日から令和 7 年 10 月の検針日の前日までの期間に適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第 36 条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表 1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(i) e および(ロ) e に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、別表 2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) 別表 1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(i) e および(ロ) e に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
a 令和 7 年 7 月の検針日から令和 7 年 8 月の検針日の前日までの期間および令和 7 年 9 月の検針日から令和 7 年 10 月の検針日の前日までの期間		
(a) 定額制供給の場合		
i 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10ワットまでの 1 灯につき	7.77	0.71
10ワットをこえ 20ワットまでの 1 灯につき	15.54	1.41
20ワットをこえ 40ワットまでの 1 灯につき	31.07	2.82
40ワットをこえ 60ワットまでの 1 灯につき	46.61	4.24
60ワットをこえ 100ワットまでの 1 灯につき	77.68	7.06
100ワットをこえる 1 灯につき 100ワットまでごとに	77.68	7.06
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	23.20	2.11
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	46.40	4.22
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	23.20	2.11

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
ii 臨時電灯 A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.63	0.06
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1.25	0.11
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1.25	0.11
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	12.52	1.14
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	12.52	1.14
iii 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	13.16	1.20
契約電力0.5キロワット1日につき	6.58	0.60
iv 農事用電力 B（脱穀調整需要）		
1日につき		
契約電力0.5キロワット	3.29	0.30
契約電力1キロワット	6.58	0.60
契約電力2キロワット	13.16	1.20
契約電力3キロワット	19.74	1.79
契約電力4キロワット	26.32	2.39
契約電力5キロワット	32.89	2.99
v 深夜電力 A		
1 契約につき	200.00	18.18
(b) 従量制供給の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給する場合	2.00	0.18
高圧で供給する場合	1.00	0.09
b 令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間		
(a) 定額制供給の場合		
i 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	9.32	0.85
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	18.64	1.69
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	37.29	3.39
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	55.93	5.08
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	93.22	8.47
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	93.22	8.47

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	27.84	2.53
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	55.68	5.06
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50 ボルトアンペアまでごとに	27.84	2.53
ii 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.75	0.07
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトア ンペアまでの場合	1.50	0.14
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルト アンペアまでの場合100ボルトアンペアまでご とに	1.50	0.14
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボル トアンペアまでの場合	15.02	1.37
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロ ボルトアンペアまでの場合1キロボルトアン ペアまでごとに	15.02	1.37
iii 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	15.79	1.44
契約電力0.5キロワット1日につき	7.90	0.72
iv 農事用電力B（脱穀調整需要）		
1日につき		
契約電力0.5キロワット	3.95	0.36
契約電力1キロワット	7.89	0.72
契約電力2キロワット	15.79	1.44
契約電力3キロワット	23.68	2.15
契約電力4キロワット	31.58	2.87
契約電力5キロワット	39.47	3.59
v 深夜電力A		
1契約につき	240.00	21.82
(b) 従量制供給の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給する場合	2.40	0.22
高圧で供給する場合	1.20	0.11

(2) 別表 2 (基準単価) に定める基準単価

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
	円 銭 厘	円 銭 厘
低圧で供給する場合		
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10ワットまでの 1 灯につき	0.530	0.048
10ワットをこえ 20ワットまでの 1 灯につき	1.059	0.096
20ワットをこえ 40ワットまでの 1 灯につき	2.119	0.193
40ワットをこえ 60ワットまでの 1 灯につき	3.179	0.289
60ワットをこえ 100ワットまでの 1 灯につき	5.298	0.482
100ワットをこえる 1 灯につき 100ワットまで ごとに	5.298	0.482
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1.583	0.144
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアま での 1 機器につき	3.165	0.288
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50ボ ルトアンペアまでごとに	1.583	0.144
(ロ) 臨時電灯 A		
総容量が 50ボルトアンペアまでの場合	0.043	0.004
総容量が 50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアン ペアまでの場合	0.086	0.008
総容量が 100ボルトアンペアをこえ 500ボルトア ンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	0.086	0.008
総容量が 500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルト アンペアまでの場合	0.854	0.078
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボ ルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペア までごとに	0.854	0.078
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	0.898	0.082
(ニ) 農事用電力 B (脱穀調整需要)		
1 日につき		
契約電力 0.5 キロワット	0.224	0.020
契約電力 1 キロワット	0.449	0.041
契約電力 2 キロワット	0.898	0.082
契約電力 3 キロワット	1.346	0.122
契約電力 4 キロワット	1.795	0.163
契約電力 5 キロワット	2.243	0.204
(ホ) 深夜電力 A		
1 契約につき	13.640	1.240
ロ 従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	0.136	0.012
高圧で供給する場合		
1 キロワット時につき	0.098	0.009